

平成21年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年11月26日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成21年11月26日（木）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 一般質問
- 第 5 認定第 1 号 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2 号 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第19号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 8 議案第20号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 9 議案第21号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 第10 議案第22号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第11 議案第23号 岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて
- 第12 議案第24号 岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（30名）

1番 大石満雄君	2番 中上一登君
3番 佐藤ケイ子君	4番 内館勝則君
5番 水野英哉君	7番 伊藤明彦君
8番 中崎和久君	9番 濱欠明宏君
10番 佐藤孝悟君	11番 民部田幾夫君
12番 武田平八君	13番 田中義一君
14番 牧野茂太郎君	15番 渡辺忠君
16番 小野寺昭一君	17番 畠山博君
18番 畠山直人君	20番 吉田秀一君
21番 守谷祐志君	22番 岩部茂君
23番 平子忠雄君	25番 上机莞治君
26番 田村繁幸君	27番 川原清君
28番 野崎重太君	29番 山崎幸男君
31番 千田力君	34番 長門孝則君
35番 粒来富雄君	36番 秋元厚子君

欠席議員（6名）

6番 山本賢一君	19番 平田武君
24番 佐々木幸夫君	30番 小原豊明君
32番 伊藤彬君	33番 早川久衛君

説明のため出席した者

広域連合長	谷藤裕明君	事務局長	川口展世君
代表監査委員	浅沼信一君	総務課長	佐藤隆治君
業務課長	及川重彦君	システム対策室長	佐藤郁夫君
会計管理者兼 会計室長	太田代充章君		

職務のため出席した者

議 会 書 記 古 川 伸 也 君 議 会 書 記 藤 原 佳 奈 子 君

開会 午後 2時15分

開会及び開議の宣告

副議長（中崎和久君） これより平成21年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は30名であります。欠席の通告は山本賢一君、平田武君、佐々木幸夫君、小原豊明君、伊藤彬君、早川久衛君、以上6名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

副議長（中崎和久君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告9件があります。お手元に資料を配付しておりますのでご了承願います。

議席の指定

副議長（中崎和久君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第 1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に 4 名の方がご当選されましたことに伴い、議席を議長において指定します。

これにより、一部議席が変更となる議員がおりますので、その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

佐藤書記長。

議会書記長（佐藤隆治君） 指定及び変更となる議席を読み上げます。

2 番中上一登議員、3 番佐藤ケイ子議員、4 番内館勝則議員、5 番水野英哉議員、14 番牧野茂太郎議員、15 番渡辺忠議員、16 番小野寺昭一議員、17 番畠山博議員、18 番畠山直人議員、19 番平田武議員、20 番吉田秀一議員、21 番守谷祐志議員、22 番岩部茂議員、23 番平子忠雄議員、24 番佐々木幸夫議員、25 番上机莞治議員、26 番田村繁幸議員、27 番川原清議員、28 番野崎重太議員、29 番山崎幸男議員、30 番小原豊明議員、31 番千田力議員、32 番伊藤彬議員、33 番早川久衛議員、34 番長門孝則議員、35 番粒来富雄議員、36 番秋元厚子議員、以上でございます。

会議録署名議員の指名

副議長（中崎和久君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、4 番 内館勝則君、5 番 水野英哉君の 2 名を指名します。

会期の決定

副議長（中崎和久君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

一般質問

副議長（中崎和久君） 日程第4、一般質問を行います。

質問を許します。

川原清君。

27番（川原 清君） 27番の川原清でございます。滝沢選出でございます。よろしくお見知りおきをお願い申し上げたいと思います。

さて、さきに通告をいたしておりました事項についてご質問させていただきます。

その内容は、ずばり後期高齢者医療制度の廃止でございます。先ほど来、連合長からも情勢のいろいろ変化等のお話ございましたけれども、この制度は昨年の4月から施行され、ことしで2年目に入っておるわけでございます。この制度は、2006年の6月の通常国会で自公政権が標榜した制度の改正でございます。正式名称は健康保険法等の一部を改正する法律でありまして、単独法ではなくして複数の法案の総称でございます。以下、これらの法律のことを後期高齢者医療制度と申し上げます。

施行については、この法律はうば捨て山法案であるとか、あるいは末期高齢者の制度とかいろいろ悪名が高かったわけでありまして。政府は長寿医療制度と名前を変えましたけれども、中身は変わらない、同じことでありまして。

この制度と申しますか、この法案と申しますか、制度の不備は多くの問題点を含んでおり、その部分については言い尽くされておりますけれども、あえて二、三点だけ申し上げさせていただきます。と思います。

1つは、75歳以上の方々は、これまでそれぞれの組合健保や政管健保などに加入しておりました。あるいは、被用者保険の扶養家族として保険に加入しておられたわけでありまして、それらをすべて強制的に脱退させられて、この後期高齢者医療制度に囲い込まれてしまいました。これが問題点の第1点であります。

2点目は、75歳で区切ったことで、この年齢になれば病気の1つや2つは大概の方は持っておられるわけでありまして。医療費がかかる分の方々だけを集めることで、医療費が将来的

に青天井に上がっていくことが想定をされます。昨今の新聞報道でも、平均10.2%とかという数字が報道されておりますけれども、いずれ今後も上がることが想定をされるわけであり、加えて、この年齢になりますと、多くの方々は年金生活者か、あるいは低所得者の方が多いわけであり、そういったしますと、保険料の値上げを我慢するか、あるいは病院にかかることを我慢するか、どちらかの選択を迫られることにつながるわけであり、これが第2の問題点であります。

第3の問題点、同じように75歳で区切られることによって、夫が後期高齢者医療制度に、奥様は国保に残ったり、あるいは別の医療保険に入らなければならない家庭も多く出たりして、多くの混乱が巻き起こされました。夫婦が別々に2つの制度の医療保険に加入させられたことで、一定程度の収入のある家庭では窓口負担が3割にも値上げをされた方もあるようであり、そういう苦情もいただいているところであります。

そして、4点目には、月々1万5,000円の年金を受けている方々からも、この保険料は容赦なく天引きをされる、こういう数々の問題点と申しますか、法の不備と申しますか、あるいはむごさとい申しますか、こういう問題を含んでおるわけであり、その他、まだ問題はございますけれども、いずれ世界にただ一つの老人いじめの法律、そう言っても過言ではない、そういう中身であります。

日本の場合は、これまで老人を大切にしていまいりました。特に、還暦のお祝いから始まって、古希とか喜寿とか米寿とか傘寿とかいろいろな区切りでお祝いをしてきたという歴史がございます。ところが、この制度によって老人の方々が大変苦しんでおられる。現在の75歳以上の方々は、太平洋戦争直前と申しますか、以前に生まれた方が多いわけであり、けれども、その方々は暗い青春を送って、あるいは前線で銃をとったり、命からがら郷土に戻って、戦後食べるものもなく、すきっ腹で過ごして、そして高度成長の際には人一倍働かされて、そして今日の経済発展の基礎を築かれた方々であるわけであり、ようやくこれから安心していい申しますか、安心できる老後に差しかかったときにこういう仕打ちに遭っているわけであり、

作家の曾野綾子さんはこういうふうにご老人をどう遇するかで、その社会の姿がわかるんだということをお申しますけれども、まさしくこの後期高齢者医療制度は、高齢者の齢という字を冷たいという字に置きかえてしまったのではないのでしょうか。

国民皆保険が発足したのは昭和30年代でありますけれども、この日本の皆保険制度は大変うらやましい、各国からうらやましい制度だということで、日本のまねをしようとしている

国がたくさんございます。日本、カナダ、イギリス、この3国は公的保険制度が大変充実し定着をしております。アメリカでも、1994年に日本の国民健康保険制度をまねた公的保険制度を提案しましたが、法律は成立しませんでした。アメリカの場合は、共和党と民主党との対立もありますし、政策の違いもあるわけでありまして、一番この反対に回ったのは米国医療保険協会などの業界団体がこの法案に反対をしたために、法案は日の目を見なかったわけでありまして。

ご存じのように、アメリカ国民は民間の医療保険に入って、病気やけがの場合には民間の保険料支払いの範囲でお医者さんの世話になっているという制度であります。虫垂炎の手術でも、大体アメリカで30万くらい支払わなければならないと言われており、すべて個人が加入している民間の医療保険から支払われているというのが実態であります。アメリカの国民の無保険者は、大体、人口の15%を占めておるといわれております。

平成7年から保険の自由化が始まりまして、生命保険、損保保険のそういう垣根が取り払われまして、保険の第3分野と言われた医療保険が日本に入り込みました。現在、昼時間のテレビでは外資の医療保険の宣伝ばかりをテレビで見せつけられます。2006年に日米の首脳会談がありまして、これにあわせて2006年日米投資イニシアチブという報告書が提出をされております。それには、米国企業も医療改革の議論に積極的に関与をすると述べております。米国企業、特に医療業界ですけれども、日本において医療サービスの分野で大きな地歩を築いてきたのだから、医療改革の議論に参加をさせよという内容であります。具体的には、株式会社などの営利企業も病院を経営できるように規制緩和せよと日本政府に迫っているのであります。

2つ目は、公的保険と自由診療とを組み合わせ、混合診療を拡大せよとこれまた迫っているわけでありまして。ご存じのように、日本の場合は病院の株式会社は禁止をされております。それは、当然、医療に営利を認めてしまえば医療費の高騰は避けられません。もうかる地域だけの病院が集中をします。現在でも、医療機関は地域的に偏在しておりますけれども、そうならばさらに医療を受けられない地域が今よりも多くなってしまおうのでありましょう。アメリカの執拗な要求の前に政府は譲歩いたしまして、構造改革特区に限って株式会社病院を認めるようになりました。これでは、米国側は十分な展開ができないとして特区以外でも許可するように、今現在、迫っております。

日本では、公的保険が適用される保険診療と、保険が適用されない自由診療との併用は原則認められておりませんが、米国は混合診療が医療支払い、手術を減らし効率化を促す、さ

らに医療保険制度の財政上の困難を緩和し得るものであると言って迫っているわけであり
ます。医療保険の拡大をさせようと、アメリカの民間の保険会社の思惑が見え隠れするわけ
あります。

特に、今日の日米関係は宮澤・クリントン以来、年次改革要望書を突きつけられて、それ
に沿った構造改革という名で、アメリカの言うとおりに改革を進めてきたのが実態でありま
す。まさに、ワシントン発の経済改革であり、姿なき占領政策がまだまだ続いているというこ
とと言っても過言ではない、と私は思っております。

そういう意味で、この後期高齢者医療制度を皮切りに、今後も医療の問題の議論といいま
すか、問題が多々出てくるでありますし、特にそういう意味で今回の政権交代も含め
て、後期高齢者医療制度は廃止しかない。前の老人保健法も決していい法律ではありません
でしたけれども、今の後期高齢者医療制度よりは少しはましでありました。そのことで廃止
を求めるものであります。

終わりに、この議会は執行者がいない議会でありますので、制度をもとに戻せと言っても
なかなかよりよい返事が来るかどうかわかりませんが、以上で私の質問を終わらせて
いただきます。ご静聴、ありがとうございました。

副議長（中崎和久君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 川原清議員のご質問にお答えを申し上げます。

後期高齢者医療制度の即時廃止についてのお尋ねであります。後期高齢者医療制度は国
民皆保険を将来にわたって維持することを目的に、10年以上の議論を経て、平成20年4月
から施行されたものであります。

制度施行の当初は、制度内容の周知不足から、保険料や年金天引き等に批判が集まり、多
くの高齢者の方々に不安と混乱が生じたところでありましたが、国におきましては、保険料
の軽減対策や納付方法の選択制など制度の改善や見直しが行われ、それらのきめ細かな対応
を経て、今日では制度の定着化と安定的な運営が行われているものと認識しているところ
でございます。

このような状況の中、先般、政権交代を担うこととなりました3党の合意項目及び民主党
マニフェストの中で、後期高齢者医療制度の廃止が示されております。しかしながら、現行
制度を性急に廃止することは、高齢者の方々や医療の現場に、さらには直接の窓口でありま
す市町村に、再び多大な不安と混乱を生じさせることが懸念されるところでございます。

このようなことから、9月末には各広域連合の全国組織であります全国後期高齢者医療広

域連合協議会の横尾会長が、長浜厚生労働副大臣に対し、新たな制度が実現するまでの間、現行の根幹を維持することを求めた要望書を提出し、さらに今月20日には全国協議会において、現行制度に関する要望及び新制度に関する要望をまとめ、同日、長妻厚生労働大臣あてに重ねて要請する活動を行ったところであります。

国は、政権発足後に寄せられた各方面の意見を踏まえ、老人保健制度に戻すことなく、幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度を検討していく意向であると伺っておりますが、今般、後期高齢者医療制度の廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、高齢者医療制度改革会議が設置されたところであります。全国協議会からは横尾会長が委員として加わり、これから検討が始まるところであります。

いずれにいたしましても、高齢者はもとより市町村をはじめ、さまざまな関係者の方々の理解を得られることが大切であり、幅広く国民の信頼が得られる新たな制度が創設されることを期待しているものであります。本広域連合としても、県や市町村との連携を深めながら、より良い制度が構築されるよう努力してまいりたいと存じております。

以上、ご質問にお答え申し上げます。

副議長（中崎和久君） 川原清君。

27番（川原 清君） 再質問をさせていただきます。

再質問といっても、制度をもとに戻せということでもありますから、聞くほうも乱暴でございましたが、答えるほうも大変、苦慮したと思っております。

いずれ、執行者がみんなはっきり言っております、お互いにこのかゆいところを靴の底からかくような議論にしかならないのが残念であります。いずれ政権交代も何カ月かしたら、あの政党もちょっとぶれておまして、当初はマニフェストにはすぐ廃止するなど書いておりながら、まだまだ様子を見なければならぬというふうな状況も変わってきておりますので、いずれ国民に対しての約束でありますから、会議等がございましたらば、何らかの方法で廃止という意見もあるのだよということをお伝えにまいっていただければ、私はありがたいと思っております。

以上でございます。

副議長（中崎和久君） これ、要望でよろしいですね。

以上で、川原清君の質問を終わります。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（中崎和久君） 日程第5、認定第1号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） お手元に配付してございます議案書のほうをごらんいただきたいと思ひます。

めくっていただきまして、1ページでございます。

認定第1号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この1ページの議案書のほかに、別冊となっております平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出の決算書、別冊でございますけれども、1ページから8ページをごらんいただきたいと思ひます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、参加委員の意見を付して議会の認定に付するため、提出するものでございます。

歳入であります、予算現額13億6,600万5,000円に対しまして、収入済額は13億6,605万2,813円でございます。予算額に対する収入済額の比率は100.00%でございます。

次に、歳出であります、予算現額13億6,600万5,000円に対しまして、支出済額は13億5,787万5,231円でございます。不用額は、812万9,769円となっております。

この結果、歳入歳出差引残高であります剰余金は、817万7,582円となっております。

詳細につきましては、事務局の会計管理者よりご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（中崎和久君） 太田代会計管理者。

会計管理者兼会計室長（太田代充章君） 会計管理者の太田代でございます。よろしく願ひいたします。

平成20年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の概要についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしている平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書をごらんいただきながら、お聞き取り願ひたいと存じます。

決算書の9ページから20ページまでの事項別明細書となります。

歳入について、収入済額を読み上げてご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金は 2 億 2,284 万 4,000 円となっており、1 項負担金も同額でございます。当広域連合規約に基づく、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。

2 款国庫支出金は 10 億 9,939 万 6,212 円、1 項国庫負担金は 156 万 3,750 円となっております。保険料率不均一賦課に係る国庫負担金であります。

2 項国庫補助金は、10 億 9,783 万 2,462 円となっております。保険料の軽減措置などに係る国庫補助金であります。

3 款県支出金は 156 万 3,750 円となっており、1 項県負担金も同額となっております。保険料不均一賦課に係る県負担金であります。

4 款財産収入は 292 万 7,400 円となっており、1 項財産運用収入も同額となっております。後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子が主な収入となっております。

7 款繰越金は、1,679 万 8,594 円となっております。前年度からの繰越金であります。

8 款諸収入は 2,252 万 2,857 円、1 項預金利子が 2,158 万 5,088 円となっており、歳計現金の運用に係る預金利子であります。

2 項雑入が 93 万 7,769 円となっており、3 目雑入も同額となっております。事務局職員用に借り上げている住宅の使用に係る職員の負担分が主な収入であります。

歳入合計は、予算現額 13 億 6,600 万 5,000 円に対し、調定額は 13 億 6,605 万 2,813 円で、収入済額も同額であります。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

次に、歳出について、支出済額を読み上げてご説明申し上げます。

1 款議会費は、91 万 8,755 円であります。

2 款総務費は 13 億 5,382 万 8,976 円、1 項総務管理費が 13 億 5,374 万 3,376 円、不用額が 663 万 6,624 円となっております。後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金及び派遣職員 24 名分の人件費相当額を派遣元の市町村に支払う負担金が主な支出であります。また、不用額の主な内容は、19 節負担金補助及び交付金において 395 万 3,384 円となっており、職員人件費が見込みを下回ったことから、派遣元の市町村に支払う人件費負担金が減少したことによるものであります。

2 項選挙費が 1 万 8,900 円、3 項監査委員費が 6 万 6,700 円であります。

3 款民生費は 312 万 7,500 円となっており、1 項社会福祉費も同額となっております。保険料不均一賦課に係る財源補てんのための特別会計への繰出金であります。

歳出合計は、予算現額13億6,600万5,000円に対し、支出済額13億5,787万5,231円、不用額812万9,769円であります。

次に、23ページ、財産に関する調書の基金についてご説明申し上げます。

(1)の財政調整基金は、地方財政法第7条第1項に基づく基金であります。前年度末現在高は11万円、決算年度中増減高は2,956万3,000円の増となっており、平成20年度末現在高は2,978万3,000円であります。

(2)の後期高齢者医療制度臨時特例基金は、平成20年度及び21年度の保険料軽減措置などに係る財源措置として、国から交付された後期高齢者医療制度臨時特例交付金の全額と預金利子を積み立てたものであります。前年度末現在高が5億9,128万3,000円、決算年度中増減高は6億5,379万1,000円の増となっております。その内訳は、新たに積み立てた額が11億75万9,000円、取り崩した額が4億4,696万8,000円となっており、平成20年度末現在高は12億4,507万4,000円であります。

以上でご説明を終わります。

決算書のほかに、お手元に主要施策の成果に関する報告書も提出してございます。よろしくお願いたします。

副議長(中崎和久君) 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

浅沼代表監査委員。

代表監査委員(浅沼信一君) 監査委員を仰せつかっております、盛岡市の代表監査委員の浅沼でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、去る7月27日及び8月3日、岩手県自治会館会議室において決算審査を実施いたしました。その結果につきまして、広域連合長あてに審査意見を提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

それでは、別冊となっております決算審査意見書の1ページをごらんいただきたいと思います。

審査に当たりましたは、関係法令に準拠して調製されているか、決算書類の計数が正確で

あるか、予算の執行状況が適正に行われているかなどにつきまして審査を行ったところであります。

審査の方法などにつきましては記載のとおりでございます。また、歳入歳出決算等につきましては、ただいま会計管理者から説明がございましたので、私からは省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、いずれも地方自治法、同法施行令などに定めるところにより、適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などによって照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたところでございます。

なお、予算の執行につきましては、関係法令及び予算の議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

審査に関する詳細につきましては、お手元の審査意見書に記載いたしているとおりでございます。

以上で、平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計決算審査意見の概要につきましてご報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

副議長（中崎和久君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（中崎和久君） 日程第6、認定第2号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） それでは、議案書2ページをごらんいただきたいと思います。

認定第2号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

また、別冊となっております平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算書の24ページから31ページをごらん願います。

歳入であります。予算現額1,154億4,849万9,000円に対しまして、収入済額は1,157億9,066万6,303円でございます。予算額に対する収入済額の比率は100.29%でございます。

歳出についてであります。予算現額1,154億4,849万9,000円に対しまして、支出済額は1,122億6,028万6,446円でございます。不用額は31億8,821万2,554円となっております。

その結果、歳入歳出差引残高であります剰余金は、35億3,037万9,857円であります。

詳細につきましては、事務局会計管理者よりご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（中崎和久君） 太田代会計管理者。

会計管理者兼会計室長（太田代充章君） 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算事項別明細書の概要についてご説明申し上げます。

一般会計に引き続き、お手元にお配りしている歳入歳出決算書をごらんいただきながらお聞き取り願いたいと存じます。

決算書の32ページから52ページまでの事項別明細書であります。

歳入について、収入済額を読み上げてご説明申し上げます。

1款市町村支出金は190億6,293万8,654円、1目事務費負担金は3億4,883万1,000円とな

っております。当広域連合規約に基づく、制度運営に要する事務費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。予算現額に比べて1,500万円の収入減となっておりますが、事務費が当初の見込みを下回ったことから、年度末に減額したことによるものであります。

2目保険料等負担金は95億9,001万7,687円、1節保険料負担金が72億1,258万8,980円となっております。法令及び当広域連合規約に基づく、被保険者から徴収した保険料に係る市町村の負担金であります。

2節保険基盤安定負担金は23億7,708万5,807円となっております。法令及び当広域連合規約に基づく、保険料軽減措置に係る市町村の負担金であります。

3節延滞金負担金は34万2,900円となっております。当広域連合条例に基づく、保険料の納付が遅れた被保険者から徴収した延滞金に係る市町村の負担金であります。

3目療養給付費負担金が91億2,408万9,967円となっております。法令及び当広域連合規約に基づく、その市町村に住所を有する被保険者の医療に要した経費の12分の1に相当する市町村の負担金であります。

2款国庫支出金は397億7,179万6,669円であり、1項国庫負担金は276億83万6,905円、1目療養給付費負担金は273億7,226万9,901円、2目高額医療費負担金は2億2,856万7,004円となっております。医療給付に係る国庫負担金であります。

2項国庫補助金は121億7,095万9,764円、1目調整交付金は115億9,201万円となっております。予算現額に比べて2億7,164万9,000円の収入増となっておりますが、追加の交付決定によるものであります。

2目保健事業補助金が5,429万6,278円となっております。健康診査などに係る補助金であります。

3目高齢者医療制度円滑運営補助金は、5億2,465万3,486円となっております。保険料軽減措置などに係る補助金であります。

3款県支出金は93億5,236万8,967円となっており、1項県負担金も同額であります。

1目療養給付費負担金は91億2,408万9,967円、2目高額医療費負担金は2億2,827万9,000円となっております。医療給付に係る県負担金であります。

4款支払基金交付金は470億9,438万4,000円となっております。医療給付に係る若年層からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5款特別高額医療費共同事業交付金は277万8,194円となっております。著しく高額な医療費を共同で負担するための制度に係る国保中央会からの交付金であります。

8 款繰入金は 4 億 5,868 万 3,193 円、1 項一般会計繰入金が 1,171 万 4,500 円、2 項基金繰入金が 4 億 4,696 万 8,693 円となっております。保険料軽減措置などの財源補てんに係る後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金であります。

10 款諸収入は 4,771 万 6,626 円となっております。3 項雑入も同額となっております。交通事故等に伴う医療給付に係る第三者納付金が主な収入となっております。

歳入合計は、予算現額 1,154 億 4,849 万 9,000 円に対し、調定額は 1,157 億 9,066 万 6,303 円で、収入済額も同額であります。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

次に、歳出について、支出済額を読み上げてご説明申し上げます。

1 款総務費は 4 億 396 万 8,889 円、1 項総務管理費が 4 億 357 万 5,013 円、不用額 1,694 万 6,987 円となっております。後期高齢者医療制度に係る各種業務委託料や電算処理システム借上料が主な支出となっております。また、不用額の主な内容は、13 節委託料において 1,482 万 6,966 円となっており、各種業務委託に係る入札減によるものであります。

2 項賦課徴収費が 39 万 3,876 円となっております。被用者保険の被扶養者であった被保険者の情報提供業務委託料が主な支出であります。

2 款保険給付費は 1,115 億 7,098 万 8,091 円、1 項療養諸費が 1,080 億 8,184 万 8,599 円、1 目療養給付費が 1,074 億 1,610 万 8,587 円、不用額 30 億 9,248 万 9,413 円となっております。平成 20 年 4 月診療分から平成 21 年 2 月診療分までの療養給付費、及び 21 年 3 月支給決定分までの療養費であります。また、不用額は医療費が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

2 目訪問看護療養費が 1 億 7,752 万 9,290 円となっております。平成 20 年 4 月診療分から平成 21 年 2 月診療分までの訪問看護療養費であります。

3 目移送費が 30 万 1,972 円となっております。平成 21 年 3 月支給決定分の移送費であります。

4 目審査支払手数料は 4 億 8,790 万 8,750 円となっております。診療報酬明細書の審査支払いに係る 1 件 105 円の手数料であります。

2 項高額療養諸費は 31 億 9,957 万 9,492 円となっており、1 目高額療養費も同額となっております。平成 20 年 4 月診療分から平成 21 年 2 月診療分までの現物給付に係る高額療養費、及び平成 21 年 3 月支給決定分までの被保険者に直接支払った高額療養費であります。

3 項その他医療給付費が 2 億 8,956 万円となっており、1 目葬祭費も同額となっております。死亡した被保険者 1 人当たり 3 万円を葬祭費として支払ったものであります。

3 款県財政安定化基金拠出金は 1 億 583 万 8,114 円となっております。県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金であります。

4 款特別高額医療共同事業拠出金は 693 万 1,278 円となっております。著しく高額な医療費の発生による財政の影響を緩和するために、共同で負担する制度を運営する国保中央会に対して拠出したものであります。

5 款保健事業費は 1 億 7,255 万 3,674 円となっており、1 項健康保持増進事業費も同額となっております。

1 目健康診査費が 1 億 3,981 万 6,774 円、不用額 2,990 万 5,226 円となっております。市町村と共同で実施した被保険者の健康診査に係る市町村への補助金が主な支出であります。不用額の主な内容は、19 節負担金補助及び交付金において 2,614 万 529 円となっており、健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによるものであります。

2 目健康保持増進事業費が 3,273 万 6,900 円となっております。健康増進普及啓発用小冊子等作成業務委託料であります。

7 款諸支出金は 6,400 円となっており、1 項償還金及び還付加算金も同額となっております。市町村が被保険者に支払った還付加算金を市町村に支払ったものであります。

8 款予備費は、1 款総務費に 3 万 9,000 円、4 款特別高額医療費共同事業拠出金に 33 万 1,000 円を充用してございます。

歳出合計、予算現額 1,154 億 4,849 万 9,000 円に対し、支出済額 1,122 億 6,028 万 6,446 円、不用額 31 億 8,821 万 2,554 円となっております。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いたします。

副議長（中崎和久君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

浅沼代表監査委員。

代表監査委員（浅沼信一君） それでは、平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付されました「平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、去る 7 月 27 日及び 8 月 3 日、岩手県自治会館会議室において決算審査を実施いたしました。その結果につきまして、広域連合長あてに審査意見を提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

それでは、別冊となっております決算審査意見書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

本決算は、平成20年度に後期高齢者医療制度が施行され、後期高齢者医療に関する収入及び支出については、高齢者の医療の確保に関する法律に定めるところにより後期高齢者医療特別会計を設置し、予算を執行したものでございます。

審査に当たりましては、関係法令に準拠して調製されているか、決算書類の計数が正確であるか、予算の執行状況が適正に行われているかなどにつきまして審査を行ったところであります。

審査の方法などにつきましては記載のとおりでございます。

審査の結果につきましては、いずれも地方自治法、同法施行令などに定めるところにより、適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などによって照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたところでございます。

なお、予算の執行につきましては、関係法令及び予算の議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、広域連合構成市町村が連携して取り組み、経費の節減を図りつつ、適正な医療制度の運営に努め、厳正な執行に万全を期する取り組みを要望するものであります。

審査に関する詳細につきましては、お手元の審査意見書に記載をいたしているとおりでございます。

以上で、平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算審査意見の概要につきましてご報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

副議長（中崎和久君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

34番、長門孝則君。

34番（長門孝則君） 1つだけお聞きしたんですが、預金利子がゼロの理由をお聞かせいただきたいと思います。一般会計は預金利子が2,100万円、その事業費も繰越金が35億ある

わけですが、預金利子がゼロというのがちょっとその理由がわからないので、教えていただきたいと思います。

副議長（中崎和久君） 会計管理者。

会計管理者兼会計室長（太田代充章君） ご質問にお答えいたします。

会計管理上、通帳は1本で管理しておりますので、利子はすべて一般会計のほうに計上してございます。ですので、特別会計の預金利子の利子収入というのは発生してございません。

副議長（中崎和久君） 長門孝則君。

34番（長門孝則君） せっかく特別会計でも預金利子の科目があるんですね。だから当然、一般は一般、特別会計は特別会計でやっぱり計上すべきだと思うんですが、どうでしょうか。

副議長（中崎和久君） 会計管理者。

会計管理者兼会計室長（太田代充章君） 会計管理は、市町村によってそれぞれ、通帳1本で管理するところと会計をそれぞれ分けている市町村もあると思うんですが、広域連合としては設立当初から会計を1本で、一つの通帳で管理してございますので、今後、検討させていただきたいと思います。

〔「了解しました」の声あり〕

副議長（中崎和久君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで、代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

副議長（中崎和久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（中崎和久君） 日程第7、議案第19号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書3ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

議案第19号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」ご説明を申し上げます。

川井村及び束稲産業開発組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、久慈広域連合の消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害賠償に関する事務及び消防職員に係る賞じゅつ金の支出に関する事務を共同処理することになったことに伴い、岩手県市町村総合事務組合同約の一部を変更することについて協議をしようとするものでございます。

平成22年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

副議長（中崎和久君） これより議案審議を行います。

議案第19号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（中崎和久君） 日程第8、議案第20号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書6ページから8ページをごらん願います。

議案第20号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億3,156万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,320億2,001万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正、7ページから8ページをごらん願います。また、別冊となっております平成21年8月の平成21年

岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書に掲げられておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

議案書の7ページをお開き願います。補正額の欄をごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、第1款の市町村支出金5,012万円でございますけれども、平成20年度の療養給付費負担金であります。

第2款国庫支出金526万3,000円でございますが、高額療養特別支給金に係る特別調整交付金でございます。

第9款、19億7,617万7,000円でございますが、前年度の繰越金でございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款総務費126万3,000円は、高額療養費特別支給金事務の委託料でございます。

第9款の諸支出金20億3,029万7,000円でございますが、平成20年度療養給付費の確定に伴いまして、市町村、県及び国に対する返還金でございますし、また、高額療養特別支給金となっておりますところでございます。

平成21年8月5日に専決処分したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（中崎和久君） これより議案審議を行います。

議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は承認することに決しました。

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（中崎和久君） 日程第9、議案第21号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） それでは、議案書9ページから11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第21号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ757万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,640万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正、10ページから11ページをごらんいただきたいと思います。また、別冊となっております平成21年11月の平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書、1ページから7ページに掲げられておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

10ページから11ページをごらんいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてでありますけれども、第7款の繰越金757万5,000円でございますが、これは平成20年度の歳入歳出差引残高であります歳計剰余金817万7,582円から、補正前の予算額60万2,000円を差し引いた額を計上しておりますのでございます。

次に、歳出でございます。

第2款総務費358万9,000円は、財政調整基金積立金でございます。平成20年度の歳計剰余金817万7,582円の2分の1、半分の額を408万9,000円を積み立てするものでございます。補正前の予算額50万円を差し引いた358万9,000円を計上したところでございます。

4款予備費398万6,000円は、繰越金から財政調整基金積立金を差し引いた残額分を計上したところでございます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（中崎和久君） これより議案審議を行います。

議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（中崎和久君） 日程第10、議案第22号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書の12ページから14ページをごらんいただきたいと思います。

議案第22号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15億5,320万1,000円を追加し、総額を1,335億7,321万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正、13ページから14ページをごらんいただきたいと思います。また、別冊となっております平成21年11月の平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書、9ページから11ページに掲げられておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

歳入についてでございます。

第9款の繰越金15億5,320万1,000円は、前年度、平成20年度の繰越金でございます。

歳出についてであります。

第10款の予備費15億5,320万1,000円は、特別会計におきましては財政調整基金を設置しておりませんことから、予備費に計上したところでございます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（中崎和久君） これより議案審議を行います。

議案第22号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（中崎和久君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（中崎和久君） 日程第11、議案第23号「岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連

合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

谷藤広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでございますが、広域連合規約第12条第4項の規定によりまして、副広域連合長は関係市町村の長のうちから、広域連合長が議会の同意を得てこれを選任することとされております。

この規定に基づきまして、岩手県町村会長であります稲葉暉一戸町長が最適と考え、選任いたしたいと存じますので、ご同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

副議長（中崎和久君） お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） 異議なしと認めます。

これより議案第23号「岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を採決します。

本案は、同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

副議長（中崎和久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副広域連合長就任あいさつ

副議長（中崎和久君） この際、稲葉副広域連合長から就任のあいさつがあります。

副広域連合長（稲葉 暉君） ただいま副広域連合長の選任にご同意を賜りましたことにつきまして、感謝を申し上げます。

従前同様、その責任の自覚をしながら広域連合長を補佐し、議員の皆様方のご指導、ご支援を賜りながら、この制度が続く限り円滑な制度の運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（中崎和久君） 日程第12、議案第24号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

谷藤広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございますが、広域連合規約第16条第1項の規定により2人と定められており、また同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

このうち、広域連合議員の選任について、議会からご推薦のありました金ケ崎町議会議長であります千田力氏が最適と考え、選任いたしたいと存じておりますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

何とぞ、満場のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

副議長（中崎和久君） お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

これより議案第24号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

閉会の宣告

副議長（中崎和久君） 以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

副 議 長 中 崎 和 久

署 名 議 員 内 館 勝 則

署 名 議 員 水 野 英 哉